

こ 成 母 第 77 号
令和 5 年 6 月 16 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

未熟児養育医療費等の国庫負担について

未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費国庫負担金及び結核児童日用品費等国庫負担金（以下「未熟児養育医療費等国庫負担金」という。）の交付については、別紙「未熟児養育費等国庫負担金交付要綱」により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、「未熟児養育医療費等の国庫負担について」（平成 26 年 5 月 26 日厚生労働省発雇児 0526 第 3 号厚生労働事務次官通知）は、廃止する。

未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 未熟児養育医療費国庫負担金、結核児童療育費国庫負担金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）、母子保健法施行令（昭和 40 年政令第 385 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁所管補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この負担金は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行うとともに、結核児童に対して療育の給付を行い、もって児童の福祉を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

- 3 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 養育医療給付事業

母子保健法第 20 条の規定により、市（区）町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）が行う養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。

(2) 結核児童療育給付事業

児童福祉法第 20 条の規定により、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。

(3) 結核児童日用品費等給付事業

児童福祉法第 20 条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第 20 条の規定により、市（区）町村が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。

(交付額の算定方法)

- 4 この負担金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から 5 に定める徴収基準額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額から 6 に定める徴収基準額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(3)の事業

ア 別表 3 の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

- 5 母子保健法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 1 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

- 6 児童福祉法第 20 条の規定による療育の給付に要する費用につき、同法第 56 条第 2 項の規定により、本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表 2 の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

(交付の条件)

- 7 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 別表 3 の区分間の経費の配分変更は、してはならないものとする。
 - (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (4) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 8 (1) 都道府県知事は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第 2－1 による申請書を毎年度 7 月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。
- (2) 市町村長（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）及び特別区の長を除く。以下同じ。）は、この負担金（養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。）の交付を受けるため、別紙様式第 2－3 に

よる申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第2-1と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(4) 保健所設置市及び特別区の長は、この負担金の交付を受けるため、別紙様式第2-2により申請書を毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費についてこども家庭庁長官の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

11 こども家庭庁長官は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(概算払)

12 こども家庭庁長官は、この負担金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

13 (1) 都道府県知事は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-1による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 市町村長は、この負担金(未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費に限る。)の事業実績報告について、都道府県知事が定める日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-3を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、これを取りまとめのうえ、別紙様式第3-1と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(4) 保健所設置市及び特別区の長は、この負担金の事業実績報告について、翌年度6月末日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3-2による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

る。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 14 都道府県知事は、市町村分に係る未熟児養育医療費等国庫負担金の養育医療費及び結核児童日用品費等国庫負担金の未熟児移送費についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3－4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

- 15 こども家庭庁長官は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 16 特別の事情により、4、8、9及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額 15,000 円以下 15,001～ 21,000 21,001～ 51,000 51,001～ 87,000 87,001～ 171,300 171,301～ 252,100 252,101～ 342,100 342,101～ 450,100 450,101～ 579,000 579,001～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～ 1,041,000 1,041,001～1,222,500 1,222,501～1,423,500 1,423,501 円以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15	7,900 10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000 123,400 147,000 172,500 199,900 229,400 全額	790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990 22,940 左の徴収基準額の10% ただしその額が26,300 円に満たない場合は26,300 円
備考	1 この表のC 階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25 年法律第226 号）第292 条第1 項第1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D15 階層における「所得割」とは、同項第2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314 条の7、同法314 条の8、同法附則第5 条第3 項、第5 条の4 第6 項及び第5 条の4 の2 第5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第252 条の19 第1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。 4 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7 月1 日を起点として取扱うものとする。 5 徴収月額の決定の特例 （1）同一世帯から2 人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（（2）による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。 （2）入院期間が、1 カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15 階層を除く。）				

	その月の入院期間 基準月額 × $\frac{\quad}{\quad}$ その月の実日数 (3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 (4) 児童に民法（明治29年法律第89号。以下「民法」という。）第877条に規定する当該児童の扶養義務者が ないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、 本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。 6 世帯階層区分の認定 (1) 認定の原則 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもの うち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。 (2) 認定の基礎となる用語の定義 ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児 童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、 病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅するこ とを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。 イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟 姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての 取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事 情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。 ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以 下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。 7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額 から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残 りの額をいうものであること。 8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即し た弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。 9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮してい ると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。
--	--

別表 2 徴収基準額表（結核児童療育給付事業）

階層 区分	世帯の階層の区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,200	220
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			4,500	450
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額 3,000 円以下 3,001～ 5,800 5,801～ 8,700 8,701～ 13,000 13,001～ 17,400 17,401～ 22,400 22,401～ 28,200 28,201～ 58,400 58,401～ 75,000 75,001～ 96,600 96,601～ 121,800 121,801～ 175,500 175,501～ 221,100 221,101～ 380,800 380,801～ 549,000 549,001～ 579,000 579,001～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～ 1,041,000 1,041,001 以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20	5,800 6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全 額	580 690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の徴収基準額の 10% ただしその額が 17,120 円に満たない場合は 17,120 円
備考	1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D20 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、同法 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。 4 徴収月額の決定の特例 ア A階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。				

イ 入院期間が、1 カ月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院（通院）期間}}{\text{その月の実日数}}$$

ウ 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

エ 児童に民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得割等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

6 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市が徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額をこえないものであること。

7 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

8 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県知事等が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。

別表 3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担率
未熟児 養育医療費等 負担金	養育医療 給付事業	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	結核児童 療育給付 事業	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1
結核児童 日用品費等 国庫負担金	結核児童日用品費等給付事業	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額 (1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	結核児童日用品費等の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1